

大田区総合体育館
ネーミングライツパートナー募集要項

1 募集の目的

ネーミングライツの導入を通じて、ネーミングライツパートナーの支援により施設の魅力を高めるとともに、新たな財源を確保し、もって地域貢献の促進及び財政の健全化に寄与することを目的に大田区総合体育館のネーミングライツパートナーを募集します。

2 付与する権利の内容

ネーミングライツパートナーは、対象施設に愛称をつけることができます。

また、ネーミングライツ導入後は、愛称を使用することを基本としますが、条例上の施設名称については変更せず、必要に応じて愛称と条例上の名称の併記や、議会等で条例上の名称を使用する等の対応ができるものとします。

なお、施設の優先利用権は含まれません。

3 ネーミングライツ料及び契約期間

	施設名	基準金額（年間）	契約期間
1	大田区総合体育館	2,000万円以上	4年間 (令和8年4月1日から 令和12年3月31日まで)

※申込金額が基準金額未満の場合は、審査の対象となりません。

※契約期間満了後の継続契約は、本契約締結後の協議事項とする予定です。

※ネーミングライツ料は、消費税相当額（10%）を含んだ額で提案してください。

4 施設概要及びネーミング掲載箇所

別紙1「対象施設概要とネーミング掲載箇所事例」のとおり

※愛称名看板等の設置は、別紙1に事例として挙げた箇所以外にも提案可能です。設置の可否については、関係する条例等や施設等の構造的な安全性の確保を踏まえ、区とネーミングライツパートナーとの間で協議の上、決定します。

5 応募方法

(1) 提出書類

大田区総合体育館ネーミングライツ事業応募申請書(第1号様式)に、次の書類を添えて、提出してください。

- ア 反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意書
- イ 法人その他の団体（以下「法人等」という。）の概要を記載した書類
- ウ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- エ 登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、代表者の住民票の写し）
- オ 直近3事業年度分の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等）及び事業報告書
- カ 直近1年間分の法人事業税の納税証明書（原本）
- キ 直近1年間分の法人税の納税証明書その1（原本）
- ク 直近1年間分の消費税及び地方消費税の納税証明書その1（原本）
- ケ その他区長が特に必要と認めるもの

（2）提出部数

10部（原本1部、写し9部）及びPDFデータ（CD-R2枚）

※ 第1号様式は、原本のみ

※ 写し9部及びPDFデータのCD-R2枚のうち、1枚については、企業名等を削除し、法人等が判別できないようにしてください。

※ 提出された書類は返却しません。

（3）募集要項周知期間

令和7年7月18日（金）から令和7年9月17日（水）

（4）申込期間（応募書類の提出）

令和7年9月11日（木）から令和7年9月17日（水）午後4時まで

（5）提出先

ア 持参の場合 大田区スポーツ推進課（大田区役所6階）

（土・日曜日・祝日・休日を除く午前9時から午後4時まで）

イ 郵送の場合 ※募集期間内に必着

〒144-8621 大田区蒲田五丁目13-14

大田区役所 スポーツ推進課スポーツ推進担当

（6）質問事項の受付

募集要項等に関する質問については、次のとおり受け付けます。

ア 受付期間

令和7年8月18日（月）から令和7年8月22日（金）午後5時まで

イ 提出方法

「質問書」に記入の上、電子メールで提出してください。メールの件名は「ネーミングライツ質問書の提出について」としてください。

ウ 回答方法等

質問及び回答は、令和7年8月29日（金）までに区の公式ホームページに一括掲載します。

個別の回答は行いません。また、質問した事業者名は公表しません。

エ 提出先

電子メールアドレス：gymnasium_shitei@city.ota.tokyo.jp

(7) 応募に係る費用負担

応募に要した経費は、すべて応募者の負担とします。

(8) 公募・選定スケジュール

① 日程（変更する場合があります。）

日 付	内 容
令和7年7月18日（金）	募集要項等の公表（大田区HP）
令和7年8月6日（水） 又は8月7日（木）	現地見学会 ※日程は、事務局で決定させていただきます。 ※申し込み期間 7月31日正午まで
令和7年8月18日（月） 8月22日（金）	募集内容に関する質問事項受付期間
令和7年8月29日（金）	質問への回答
令和7年9月11日（木） 9月17日（水）	応募書類提出期間
令和7年10月中旬	選定委員会によるネーミングパートナー候補者審査
令和7年10月末	審査結果通知（予定）
令和7年12月以降	ネーミングパートナー候補者との協議

② 現地見学会

本公募に応募する法人等に対して、現地見学会を開催します。

見学に参加される方は、応募資格のある法人等に限らせていただきます。

ア 日 時 令和7年8月6日（水） ※8月7日（木）は、予備日

※ 具体的な日時は、現地見学会申し込み後調整します。

イ 場 所 大田区総合体育館

※ 地下1階 事務室前で受付。受付にて名刺をいただきます。

ウ 留意事項

(イ) 現地見学会を希望する法人その他の団体は、7月31日（木）正午までに、「現地見学会参加申込書」に必要事項を記入の上、メールで申し込んでください。

なお、現地見学会の時間は、スポーツ推進課から返信メールで連絡します。

電子メールアドレス：gymnasium_shitei@city.ota.tokyo.jp

(ロ) 現地と見学会へ参加する人数は、3名までとさせていただきます。

6 応募資格

法人等を対象とし、次のいずれかに該当するものは、ネーミングライツパートナーとなることができません。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当するもの
- (2) 区から入札指名停止措置を受けているもの
- (3) 宗教活動又は政治活動(特定の公職者(候補者を含む。)若しくは政党を推薦し、支持し、又は反対することをいう。)を主たる目的として結成されたもの
- (4) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定による更生又は再生手続を行っているもの
- (5) 応募書類の提出時において、公租公課を滞納しているもの
- (6) 法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反しているもの
- (7) 公序良俗に反する事業を行うもの
- (8) 法人等又はその役員若しくは使用人(以下この号において「法人・役員等」という。)が次のいずれかに該当するもの
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)であるとき、同条第 6 号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)であるとき、又は暴力団若しくは暴力団員等が法人等の経営に実質的に関与しているとき。
 - イ 法人・役員等若しくは第三者の不正な利益を図るため、又は第三者に損害を加えるために暴力団又は暴力団員等を利用したと認められるとき。
 - ウ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、直接的若しくは間接的に金銭、物品その他の財産上の利益を与え、便宜を供与し、又は暴力団の維持若しくは運営に協力したと認められるとき。
 - エ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。
- (9) 大田区契約関係暴力団等排除措置要綱(平成 23 年 2 月 4 日 22 経経発第 11181 号区長決定)第 3 条第 1 項の規定による入札参加除外措置を受けているもの
- (10) その他区長がネーミングライツパートナーとして適当でないと認めるもの

7 ネーミングライツパートナーの選定方法及び評価基準等

- (1) 選定方式 公募型プロポーザル方式
- (2) ネーミングライツパートナーの選定方法
ネーミングライツパートナー選定委員会において、応募資格、経営状況、

ネーミングライツ料、愛称等から候補者としての適格性を審査します。

なお、一定の水準（公認会計士の財務評価において評価基準を満たさない場合又は選定委員会における評価点数が満点の6割未満である場合）を満たさない場合は、不適格とします。

※ 適格と認めた応募者が複数ある場合は、その順位付けを行います。

※ 応募が1者のみの場合も、候補者を審査します。

(3) 評価基準

評価基準は、別紙2のとおりです。

(4) 契約の締結

ネーミングライツパートナーの決定後、区とネーミングライツパートナーは、愛称、ネーミングライツ料、契約期間、契約解除、不測の事態への対応等、ネーミングライツに関する契約を締結します。

なお、利用者の混乱を避けるため、原則として、契約期間内における愛称の変更はできません。

また、ネーミングライツパートナーの信用失墜行為その他ネーミングライツパートナーの責めに帰すべき理由により、愛称を使用することが命名施設及び区のイメージを損ねるおそれがあると判断したときは、区は、命名権の付与を取り消すとともに、当該ネーミングライツ事業に関する契約を解除することができるものとします。

この場合において、原状回復等に係る費用は、当該ネーミングライツパートナーの負担とし、区は、既に支払が終わっているネーミングライツ料を返還しません。また、契約の解除に伴い、当該ネーミングライツパートナーに損害が発生した場合であっても、区はその責任を負わないこととします。

(5) ネーミングライツパートナーの公表

区は、契約の締結後、導入施設、愛称、ネーミングライツパートナー、ネーミングライツ料、契約期間等について、区のお知らせ、区公式ウェブサイトへの掲載等により公表します。

8 ネーミングライツの条件

ネーミングライツパートナーが命名する愛称は、大田区総合体育館にふさわしい愛称で、親しみやすさや呼びやすさ等、区民の理解が得られるものとし、かつ、次のいずれにも該当しないものとします。

また、応募申請いただいた愛称については、ネーミングライツパートナー決定後の協議事項とさせていただく場合があります。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 政治性のあるもの

- (5) 宗教性のあるもの
- (6) 社会問題についての主義主張に関するもの
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)に定める風俗営業のための広告に該当するもの
- (8) 個人の宣伝に関するもの
- (9) 公衆に不快の念又は危害を与えるもの及びそのおそれがあるもの
- (10) 美観風致を害するもの又はそのおそれのあるもの
- (11) その他区長が愛称として命名することが適当でないと認めるもの

9 ネーミングライツ導入に伴う費用負担

ネーミングライツ導入に伴う費用負担は、次の表のとおりとします。同表において、ネーミングライツパートナーの負担となっているものは、原則ネーミングライツ料とは別にネーミングライツパートナーの負担とします。

また、関連する諸手続き等についても原則パートナーが行うものとします。

区 分	費用負担	備 考
敷地内外看板（施設看板及び道路標識等）等の新設及び表示変更（既存表示物の撤去及び処分を含む。）に関するもの。	ネーミングライツパートナー	区や関係機関と協議の上、変更可能なものに限る。また、新規看板等の設置は、設置の可否も含めて、区や関係機関と協議の上、決定する。
新設した看板等の修繕等の維持管理	ネーミングライツパートナー	
新設した看板等に起因とした第三者への損害賠償	ネーミングライツパートナー	
上記敷地内外看板等の契約期間終了後（契約解除も含む。）の原状回復	ネーミングライツパートナー	
大田区総合体育館発行のパンフレット、封筒等の印刷の表示変更	ネーミングライツパートナー	新しいパンフレットを含め、残部数や切替時期等を考慮し、区や関係機関と協議の上、決定する。
ホームページ・大田区発行広報誌等の表示変更	区（指定管理者）	
上記以外の内容で疑義が生じた場合は、両者で協議するものとする。		

10 問い合わせ先

大田区地域未来創造部スポーツ推進課（大田区役所 6階）

〒144-8621 大田区蒲田五丁目13番14号

電話番号 03-5744-1441（直通）

電子メールアドレス：gymnasium_shitei@city.ota.tokyo.jp

以 上

1. 大田区総合体育館

《施設概要》

- (1) 所在地 大田区東蒲田 1-11-1
 (2) 開設 平成24年6月
 (3) 面積
 ア) 敷地面積 約8,588㎡
 イ) 建築面積 約5,813㎡
 ウ) 延床面積 約13,970㎡
 (4) 構造 鉄筋コンクリート造 地上2階、地下2階
 (5) 施設内容

背 説 な い 形	メインアリーナ 1,824㎡ (48×38m)	・バスケットボール2面、バレーボール3面、バドミントン10面、ハンドボール1面 ・観客席 (固定席 2,186席、可動席 1,816席、車いす席 10席)
	サブアリーナ 646㎡ (34×19m)	・バスケットボール1面、バレーボール1面、バドミントン4面 ・観客席 (固定席 200席)
	弓道場	・近的 28m (5人立)
	体育室1・2 各120㎡ (11×11m)	・お子さまから大人、親子で参加できる教室など幅広い利用が可能
	屋上施設	・ランニングコース・屋上庭園
	その他	更衣室、会議室3室、キッズルーム、コートサイドカフェ、多目的トイレ (6箇所)
	駐車場	地下駐車 62台、地上駐車場 (大型車用) 3台、駐輪場 148台

《ネーミング掲載箇所の事例》

① 施設外観 (2か所)



② 国道沿い (2か所)



※その他、ホームページ・パンフレットの表示を変更します。また、会場名として、チラシ等で利用される見込みです。

**大田区総合体育館
ネーミングライツパートナー選定評価基準**

審査項目	審査のポイント
愛称案	区民にとっての親しみやすさ、施設のわかりやすさ
契約料	提案金額を基に審査
応募団体	財政状況から見た経営の安定性、ネーミングライツ料の支払い能力
地域貢献等	応募趣旨等による地域貢献やスポーツの振興等に対する理念、活動実績及び今後の計画